

接種台帳の保存期間延長に関する陳情

(福祉健康委員会付託)

受 理 番 号 第 37 号

受理年月日 令和6年5月23日

付託年月日 令和6年6月19日

陳 情 者

陳 情 原 文 現在、新型コロナウイルスワクチンの接種台帳の保存期間は法令により5年と定められておりますが、この期間では将来的な健康被害が発生した際に十分な対応が困難であると考えております。

他自治体ではこの保存期間を10年、30年と延長している事例があり、これに倣い江戸川区においても保存期間の延長を強く希望いたします。

接種台帳はワクチン接種の証明だけでなく、将来的に接種による健康被害が発生した際の重要な資料となります。

つきましては、接種台帳の保存期間延長を求めます。